

《ふるさと納税ワンストップ特例制度》

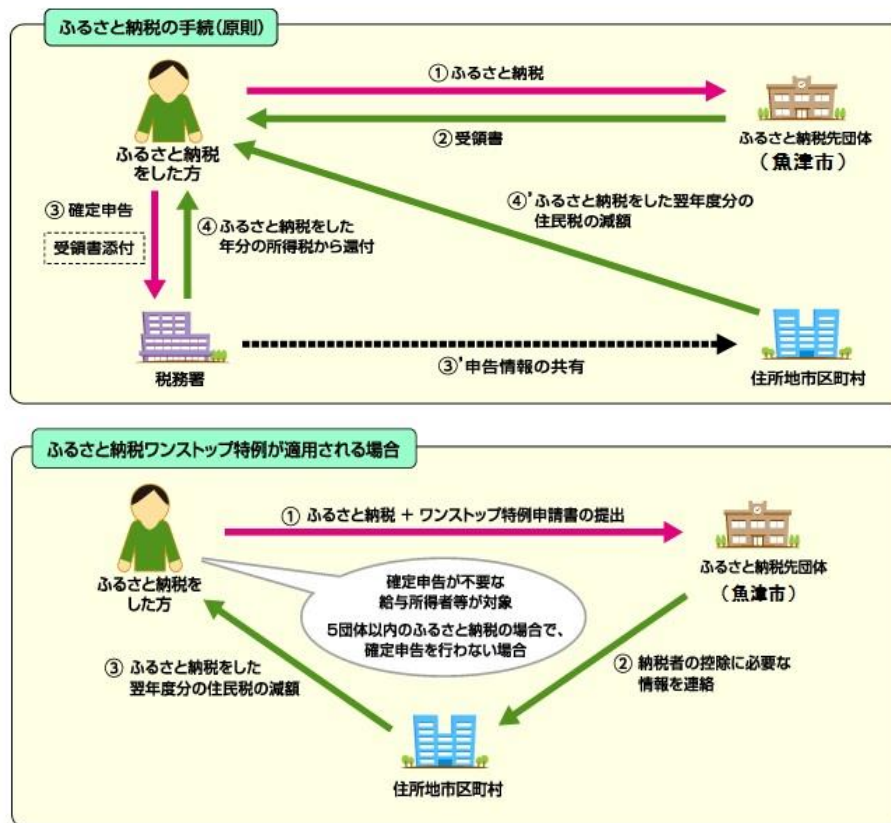
ふるさと納税をした場合、税の軽減を受けるためにはふるさと納税をした翌年に原則、確定申告を行っていただくことが必要ですが、平成 27 年 4 月 1 日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？

- ① 寄附をされる方が寄附先の自治体（魚津市）に対し申請書を提出し、
- ② 寄附者が住所地の市町村へ行う控除申請を魚津市が寄附者に代わって行うことを要請すること

とで、
確定申告を行わなくても個人住民税の控除を受けることができる制度です。

※確定申告をされる場合、所得税と個人住民税から軽減を受けることとなりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、個人住民税からまとめて軽減を受けることとなります。



対象者

①平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに寄附をしていない方 (平成 27 年 4 月 1 日寄附者から対象)

②地方税法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) に規定する申告特例対象寄附者であること

⇒ふるさと納税の寄附金控除を受ける以外で住民税や所得税の申告をする必要のない方であること。確定申告を受けなければならない自営業者や給与所得者でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

③地方税法附則第 7 条第 2 項 (第 9 項) に規定する要件に該当する者であること

⇒ふるさと納税先団体が 5 団体以内であること

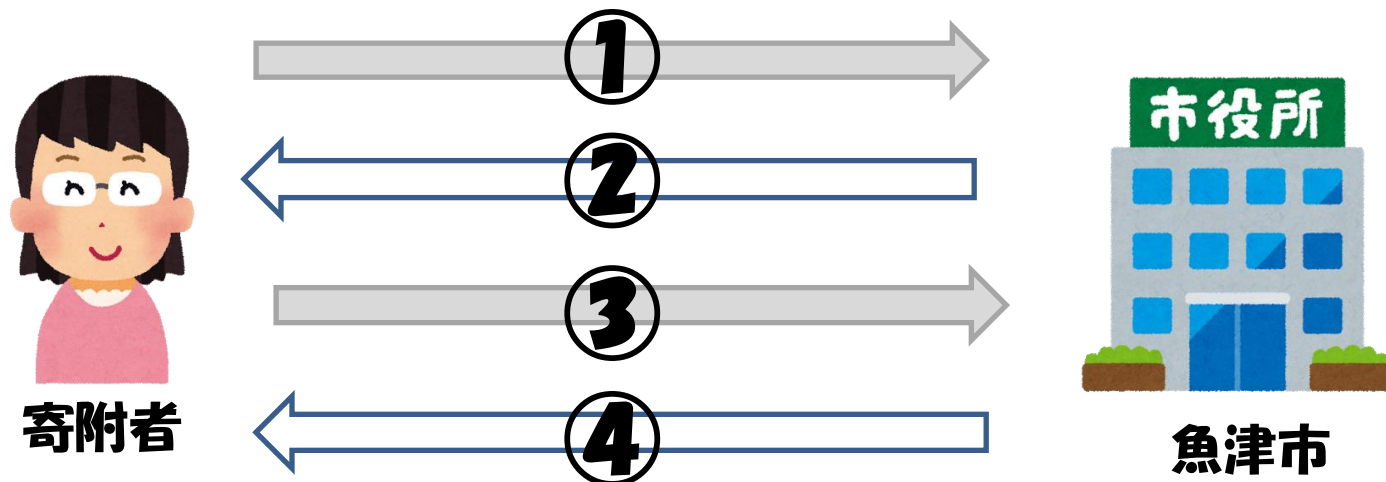
※6 回以上ふるさと納税を行っても、寄附先が 5 自治体以内であれば対象となります

申請の手続き方法

- ①「魚津市ふるさと寄附申出書」にワンストップ特例の申請希望の有無をご記入下さい。
- ②寄附金受領確認後、「受領証明書」と「申告特例申請書」を送付いたします。
- ③申告特例申請書に必要事項を記入し、魚津市企画政策課宛てに提出ください。

◆平成 28 年 1 月 1 日以降の寄附から、申告特例申請書に個人番号の記載が必要となります。詳しくは、別紙をご覧ください。『ワンストップ特例申請制度をご希望される皆様へ』

- ④申請書確認後、「申告特例申請書受付書」を送付いたします。



注意事項

- ①住所変更や申請書の内容に変更等が生じた場合は、ふるさと寄附をした翌年の1月10日までに、所定の変更届出書を提出いただく必要があります
 - ②医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、寄附金の申告も忘れないようご注意ください。
- ※魚津市ではこれまでと同様に「寄附金受領証明書」を送付いたしますので、申告時にお使いください。

【お問い合わせ先】

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市役所 企画総務部 企画政策課 企画係
TEL:0765-23-1067/FAX:0765-23-1054
Eメール: planners@city.uozu.toyama.jp